

保護者の皆様

八王子市立大和田小学校
 校長 岩本 里美
 生活指導主任 井立 大司

児童の携帯電話（キッズ携帯・スマホ等）持参について

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
 さて、文部科学省や八王子市では、小中学校の携帯電話（キッズ携帯・スマホ等）の学校持参について、やむを得ない場合を除き、原則禁止するとの方針を打ち出しています。本校でもその方針に基づいて対応し、保護者からやむを得ず携帯電話（キッズ携帯・スマホ等）を持たせたいとの申し出については、以下の点に同意していただくことを条件に、なおかつ保護者の皆様の管理監督責任を確認させていただいたうえで、携帯電話（キッズ携帯・スマホ等）持参の申し出をお受けしていきたいと考えます。しかしながら、各家庭の使用環境の変化やルールの不徹底など、周囲に影響を及ぼすような使い方がある場合は、その都度、指導をしていきます。

つきましては、下記の点を十分にご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

約 束

- 1 携帯電話（キッズ携帯・スマホ等）の利用は、学校の敷地内では電源を切り、ランドセルから出しません。家族からや家族へのメールや通話等校内での使用は禁止です。
 - 2 紛失・破損にないように自己管理をします。学校では責任をもつことができません。
 - 3 扱い方や使用のマナー、情報モラルについて十分にご家庭で指導してください。
 - 4 フィルタリングなど有害情報から守る措置をしてください。
 - 5 歩きながら携帯電話（キッズ携帯・スマホ等）の操作は、禁止です。操作をするときには、交通の邪魔にならない所で立ち止まって操作させてください。
- ※ 1～5項目が守られない場合は、持参の許可を取り消すこともあります。
 ※ 実施状況の様子によっては、条件を変更することもあることをご承知おきください。

以上のことを踏まえたうえで、児童の携帯電話持参の必要性を各家庭で検討いただき、どうしても希望しなければならない理由のある方は、下記の申し出票を4月13日（月）までに担任にご提出ください。また、お手数ですが、毎年、申請を行っていただきます。

なお、申し出がなく児童が携帯電話を持参した場合は、学校で預かり、保護者の方に受け取りに来ていただきます。ルールの徹底を図るため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

----- 切り取り線 -----

令和8年度 携帯電話（キッズ携帯・スマホ等）持参申し出票

私は、携帯電話（キッズ携帯・スマホ等）持参に関して、学校の約束（1～4）を守ることを条件に、また、保護者の管理監督責任を確認し、持参の希望を申し出ます。

令和8年 月 日

児童氏名	年 組	
保護者氏名		印
持参が必要な理由		